産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書(収集運搬・処分共通) 添付書類

- 申請の際には、産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書(第1面~第3面)に次の書類を順番通りに添付し、紙製のフラットファイルに綴じて、収集運搬業の場合には正本1部、副本1部、処分業の場合には正本1部、副本3部(施設所在地が2市町村以上の場合には、副本の必要部数が異なりますので、事前に廃棄物規制課あてご確認願います。)を用意してください。(副本は申請者控えとなりますので、写して結構です。)
- <u>収集運搬業</u>の場合には、 で囲んだ数字の書類のうち「共通」「収運」と書かれた書類と、14 番から 21 番までのうち当該事業範囲の変更に伴い変更となるもの(17 番の運搬容器の写真のみ必須です)を添付してください。
- <u>処分業</u>の場合には、 で囲んだ数字の書類のうち、「共通」「処分」と書かれた書類と、27番から34番までの うち当該事業範囲の変更に伴い変更となるもの(30番の施設設置許可関係書類の写しのみ必須です)を添付して ください。
- 許可申請の審査会場の設置

令和6年4月から許可申請の受付会場を新設いたしました。また、これに合わせて茨城県では**許可申請を行う**際は事前予約(対面・郵送共通)が必要になりました(対面・郵送ともに予約日=書類の審査日という位置付けになります)。事前予約の窓口は、茨城県産業廃棄物処理業許可申請等受付会場になります。対面審査を予約した場合、申請者は予約した日時に受付会場にお越しください。郵送審査の場合は、茨城県庁廃棄物規制課に郵送ください。受付会場にて行政書士が書類の審査を行います(県外の事業者にあっては、郵送での申請も可能です)。書類の作成及び審査に関する相談も行っておりますので、書類の作成等に関して相談等ありましたら、下記窓口までお願いいたします。

審査会場	茨城県産業廃棄物処理業許可申請等受付会場
場所	〒310-0852 茨城県水戸市笠原町 978 番 25 茨城県開発公社ビル2階
営業時間	平日9:30~17:00
TEL	029-291-7315
FAX	029-291-7316

更新許可申請は許可が満了する日の6カ月前から審査の予約をとることができます。

申請の時期によっては、予約が混み合う場合がございますので、できる限り早めに予約をしていだくようお願いいたします。また、予約の状況によってはご希望の申請日時が既に埋まっている場合がありますのでご了承ください。

なお、申請件数が複数ある場合(更新許可と変更許可の同時申請等)は、その旨予約時にお知らせください。 また、更新に伴う優良産廃処理業者認定については、更新申請も含めて県が直接審査を行います。優良認定は 事前審査を行う場合があるため、事前に茨城県県民生活環境部廃棄物規制課(029-301-3033)まで直接ご連絡く ださい。事前の連絡を受けていない場合、優良認定としての審査はお受けできませんのでご注意ください。

【留意事項】

産業廃棄物処理業の変更届出は、変更があった日から 10 日以内ただし、法人で、履歴事項全部証明書の添付を要する場合については、履歴事項全部証明書ができてから 30 日以内)に提出していただく必要があります。 許可申請と同時に提出するものではありませんので、変更があった場合にはその都度、変更届出を廃棄物規制課宛(〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6)に郵送いただくか、茨城県産業廃棄物処理業許可申請等受付会場(水戸市笠原町 978 番 25 茨城県開発公社ビル2階)まで直接持参願います。

申	請書類及び添付書類	留 意 事 項
1 共通	産業廃棄物収集運搬業 許可申請書 (第1面) (様式第十号 (第十条の九関係)) ※収集運搬と処分で 様式は共通です	・ 左上に様式第十号と記載があるものです(収集運搬業・処分業共通の様式です)。 ・ 申請者の住所及び氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)については、個人の場合は住民票、法人の場合は履歴事項全部証明書の記載のとおり記入してください。 【収集運搬業の場合】 ・ 許可に係る事業の範囲には、積替え保管の有無を記載し、従前の許可証に記載されている事業の範囲と同じ内容の産業廃棄物の種類を記入してください。 ・ 変更の内容には、変更許可を申請する産業廃棄物の種類を記入してください。 ・ 変更に係る事業の用に供する施設の種類及び数量については、変更許可を申請する産業廃棄物の収集運搬に使用する運搬車両・運搬船、運搬容器についてのみ記入してください。積替え保管施設の場合のみ、施設の設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号、並びに下欄の処理方式、構造及び設備の概要を記入してください。 「事業の用に供する施設の種類及び数量は車両や容器等の種類ごとに数量を記入してください。(11 番で記入する車両や容器等と名称・数量と一致するように記入すること)。 例 ○一ダンプ○台、清掃車○台、オープンドラム缶○個、フレコンバック○袋区・車両○種類○台、容器○種類○個の一ダンプ○台、清掃車○台、オープンドラム缶○個、フレコンバック○袋区・車両○種類○台、容器○種類○個の一類をの産業廃棄物の種類を記入の上、変更許可後の事業の範囲は別表1に記載してください。 ・ 変更の内容には、変更許可を申請する産業廃棄物の種類、及び当該産業廃棄物の処分方法を記入してください。 ・ 変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号については、施設設置許可証の内容を記入願います。 ・ 処理方式、構造及び設備の概要については、施設設置許可申請書の内容を参考に記入してください。 ・ 処理方式、機造の対しに、変更許可の対象となります。
2 共通	産業廃棄物収集運搬業 許可申請書(第2面)	 申請者(個人である場合)及び役員(法人である場合)の氏名、本籍及び住所については、住民票のとおり記入してください。また、該当する性別に○印を付けてください。 例:「○○市△△町一丁目2番3号」を「○○市△△町1-2-3」と記載しないこと。該当するフォントがない場合は、手書きしてください。 法人の名称及び住所については、履歴事項全部証明書のとおり記入してください。 申請者の氏名(個人である場合)、法人の名称及び役員の氏名(法人である場合)にはふりがなを振ってください。 外国人の方で通称名がある場合は、本名と通称名を併記してください。
3 <i>共通</i>	産業廃棄物収集運搬業 許可申請書(第3面)	 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(以下「100分の5以上の株主又は出資者」という。)については、個人の場合は住民票、法人の場合は履歴事項全部証明書のとおり記入してください。 割合については、保有する株式の数又は出資の金額を発行済株式の総数又は出資の額で割った値を百分率(例:30%)で記入してください。 100分の5未満の株主がいる場合には「残り○株は5%未満の株主が保有してい

		る。」旨を記入してください(5%未満の株主は氏名・住所等の記入や住民票等は
		不要)。
		・ 令第6条の10に規定する使用人は、該当する場合のみ記入してください。
		【令第6条の10に規定する使用人とは】
		申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。
		一 本店又は支店(商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事
		務所)
		ニ 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有
		する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係
		る契約を締結する権限を有する者を置くもの
		・ また、令第6条の10に規定する使用人がある場合には、 令第6条の10に規定する使用人であることが分かる書類 (使用人の権限を有していることを証する書類、使用人が支店の代表者等であることが分かる 組織図 等)を併せて提出してください。
		・現在有効な定款の写しを添付してください。
4	定款(又は寄附行為)の写し	・ 事業目的に産業廃棄物収集運搬業を行う旨の記載があるものに限ります。 例)「産業廃棄物収集運搬業」、「産業廃棄物処理業」
共通	(法人の場合添付)	・ 定款の商号、目的及び事業年度が履歴事項全部証明書や決算報告書と一致しない
		場合には、それらを変更した時の議事録を併せて添付してください。
	申請者の登記事項証明	 発行の日から3ヶ月以内の原本に限ります。 履歴事項全部証明書を添付してください(現在事項全部証明書は不可です)。 提出される証明書については、事業目的に産業廃棄物収集運搬業を行う旨の記載
5 <i>共通</i>	書	があるものに限ります。
光进	(<u>法人の場合添付</u>)	例)「産業廃棄物収集運搬業」、「産業廃棄物処理業」
		・ 目的の記載がない場合、法務局にて登記手続きの後、再度提出してください。・ 取得方法等については、各地方法務局にお問い合わせください。
		・ 最新の本籍地・住所が記載されているものの原本に限ります。住民票の取得時に は 本籍・国籍を省略しない よう注意願います。
6	N. 17	・ 個人の場合、申請者本人、法定代理人及び政令で定める使用人について添付して
共通	住民票	ください。
		・ 法人の場合、役員(監査役を含む)、100分の5以上の株主又は出資者及び政令で
		定める使用人について添付してください。
		・ 100分の5以上の株主又は出資者が法人である場合に添付してください。
7	株主・出資者である法	発行の日から3ヶ月以内の原本に限ります。現在事項全部証明書ではなく、履歴事項全部証明書を添付してください。
7 共通	人の登記事項証明書	・ 現在事項主部証明書ではなく、履歴事項主部証明書を紹介してください。 ・ 自社で発行済株式総数の100分の5以上の株式を有している場合は、5があるた
	(法人の場合添付)	め、改めて登記事項証明書を添付する必要はありません。
		持株会が株主の場合には、当該持株会の規約の写しを添付してください。
		・ 発行の日から3ヶ月以内の原本に限ります。
		※ 市町村で取得できる身分証明書ではありませんのでご注意ください。・ 個人の場合、申請者本人、法定代理人及び政令で定める使用人について添付して
		・ 個人の場合、中間有本人、仏廷(姓人及の政市 C足のの使用人に)が、「統計して ください。
8	成年被後見人・被保佐	・ 法人の場合、役員(監査役を含む)、100分の5以上の株主又は出資者及び政令で
#通	人として登記されてい	定める使用人について添付してください。
	ないことの証明書	・ 氏名、生年月日及び住所の記載は必須ですが、本籍の記載は省略いただいて差し 支えありません。
		氏名、生年月日及び住所は住民票上の記載と相違がないことを確認してください。
		・「成年被後見人、被保佐人とする記録がない。」ことの証明を受けてください。
		その他、取得方法等については各地方法務局にお問い合わせください。

	1	
9 <i>収集</i>	事業計画概要書 1.事業の全体計画	・ 許可申請する理由、事業の概要等を記入してください。・ 処理業の許可の取得状況や既存の許可内容と整合性が取れるように記入してくだ
運搬	1. 学来り上件可凹	さい。
10 収集運搬	事業計画概要書 2. 収集運搬する廃棄 物の種類及び運搬量	 変更許可申請する産業廃棄物について、種類ごとに記入してください。既に許可を取得している産業廃棄物については、記入する必要はありません。 連搬量については、運搬施設の能力と整合性を取ってください。 排出事業者は、申請者以外の事業者を具体的に記入してください(排出事業者が申請者の場合、自社処理に該当するため許可が不要となり、申請書に記載する内容として適さないものとなりますのでご注意ください。)。 排出事業者の所在地が茨城県外であるが、排出事業場が茨城県内になる場合には、その旨を所在地の後に明記してください。例 ○○建設(株) 千葉県○○市○○1-2 (茨城県内の建設解体現場) 「石綿含有産業廃棄物を含む」産業廃棄物については、予定運搬先の名称の項目に当該産業廃棄物が処分できる最終処分場等を記入してください。廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む)、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む)、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む)、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む)、「水銀含有ばいじん等を含む」産業廃棄物については、当該産業廃棄物が処分できる中間処理施設又は処分場等を記入してください(処分場をご記入する場合には、必ず当該事業者に水銀関係の扱いの有無をご確認願います)。廃プラスチック類(水銀使用製品産業廃棄物を除く)のように二行に分けて処分先を記入していただいても構いません。 取り扱う産業廃棄物を除く)のように二行に分けて処分先を記入していただいても構いません。 取り扱う産業廃棄物を除くずで、排出事業者の名称及び所在地は当該業種に該当する事業者を記入してください。 ※ 詳細は「産業廃棄物処理業の許可申請について」4ページを参照願います。
11 収集運搬	事業計画概要書 3. 運搬施設の概要	・ 変更許可を申請する産業廃棄物の収集運搬に使用する運搬車両・運搬船、運搬容器についてのみ記入してください。 ※ 既存の収集運搬事業の用に供する運搬施設の変更については、変更届出の提出により対応願います。 ・ 運搬車両の一覧は、自動車検査証記録事項に記載された内容を記入してください。 ・ 水密仕様ダンブ車や荷台の開口部にパッキンが取り付けられるなどして水分や油分が飛散流出しない構造を備えた車両の場合には、車体の形状の部分に()書きでその旨記入してください。 ・ 例)ダンプ (水密仕様)、脱着装置付コンテナ専用車 (パッキン付き) ・ 運搬船舶については、運搬車両の一覧に、船舶国籍証書及び船舶検査証明書に記載された内容を記入してください。 ・ 他の処理業者が登録している車両・船舶を重複して登録することはできません。 連搬容器の用途の欄には、運搬する産業廃棄物の種類を記載してください。 ・ 泥状、液状の廃棄物 (汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ等)に関しては、収集運搬に適した車両 (タンク車等の特殊車両) 又は容器 (蓋付きのドラム缶等)を用意してください。 ・ 開口部にパッキンが取り付けられるなどして水分や油分が飛散流出しない構造を備えたコンテナの場合、構造の欄に()書きでその旨記入してください。例)コンテナ 鉄製 (パッキン付き) ・ 悪臭の恐れがある廃棄物 (汚泥、動植物性残渣、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体等)に関しては、収集運搬に適した車両 (清掃車等の特殊車両)又は容器等 (蓋付きのドラム缶等)を用意してください。 ・ 積替え保管施設の許可を得ている場合は当該施設の概要を記載してください。また、設置許可証、使用前検査完了通知等の写しを添付してください。 ・ 汚泥 (石綿含有産業廃棄物を含む)については、飛散及び流出の防止のため、排出時に措置した耐水性のプラスチック袋等による二重こん包の状態のまま運搬す

		る必要があります。そのため、収集運搬過程において、プラスチック袋等が破損した場合に備えるため、申請者においてもプラスチック袋等を用意し、備考欄に二重梱包する旨を記載し、容器の写真を提出してください。 ・ 備考欄には、上記内容と併せて、容器の数量も記載してください。 例)耐水性プラスチック袋 二重梱包する ○枚 コンテナ ○個
12 収集 運搬	事業計画概要書 4. 収集運搬の具体的 な計画	 産業廃棄物の運搬方法、収集運搬業務を行う時間、従業員の内訳について記載してください。 運搬方法については、運搬車両、船舶等の種類ごとに運搬する産業廃棄物の種類を記載してください。 例)清掃車と脱着装置付きコンテナ専用車を有する事業者の場合清掃車・・・ 汚泥 脱着装置付きコンテナ専用車・・・ 木くず、がれき類 ・ 車検証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものに限る。」と記載がある車両(土砂禁止車輌)については、「鉱さい」「がれき類」を運搬しないでください。 土砂禁止車輌で「汚泥」「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」を運搬する場合には、過積載にならないものに限ります。運搬車両が土砂禁止車輌のみである場合には、事前に廃棄物規制課宛ご相談ください。 ・ 石綿含有産業廃棄物や水銀使用製品産業廃棄物の収集運搬には、破砕の恐れのある車両(塵芥車等)を用いないでください。
[13] 収集 運搬	事業計画概要書 5. 環境保全措置の概 要	 産業廃棄物の収集運搬に際して環境保全のために講ずる措置を記入してください。 取り扱う全ての廃棄物について、飛散防止対策を記載してください。 泥状・液状の廃棄物(「汚泥」「廃油」「廃酸」「廃アルカリ」等)を運搬する場合には、流出防止対策を記載してください。 悪臭の恐れがある廃棄物(「汚泥」「動植物性残渣」「動物系固形不要物」「動物のふん尿」「動物の死体」等)を運搬する場合には、悪臭防止対策を記載してください。 石綿含有産業廃棄物や水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を収集運搬する場合は、他の物と混合するおそれのないように区分し、破砕しないよう措置を講じてください。 水銀使用製品産業廃棄物については、破砕することが無い方法により、またその他の物と混合するおそれの無いように他の物と区分するため、蛍光灯専用容器(プラダン箱)や緩衝材入りのドラム缶等を使用して運搬する必要があります。 水銀含有ばいじん等については、性状に応じて蓋付きの容器等用いて、漏洩防止の措置を取る必要がある他、揮発の促進を防止するため、高温の環境を避ける必要があります。 汚泥(石綿含有産業廃棄物を含む)については、飛散及び流出の防止のため、排出時に措置した耐水性のプラスチック袋等による二重こん包の状態のまま運搬する必要があります。
14 <i>収集</i> <i>運搬</i>	自動車検査証記録事項・船舶国籍証書及び 船舶検査証明書の写し	・ 変更許可を申請する産業廃棄物の収集運搬に使用する運搬車両・運搬船について、変更許可申請において新規に追加する運搬車両・運搬船がある場合のみ添付してください。例えば、汚泥を新たに扱うのに伴い清掃車を導入する場合や、廃油を新たに扱うのに伴いタンクローリーを導入した場合などが想定されます。 ・ 申請日において有効期間を経過していないものに限ります。
15 収集 運搬	運搬車両・運搬船舶の 使用権原を有すること を証する書類の写し	・ 変更許可を申請する産業廃棄物の収集運搬に使用する運搬車両・運搬船について、 新規に追加する運搬車両・運搬船がある場合のみ添付してください。 ・ 14 番では使用権限を有していることが分からない場合(使用者の氏名又は名称が申請者と異なる場合。法人の場合であって、役員個人が使用者となっている場合も含みます。)添付してください。 ・ 運搬車両にあっては、賃貸借契約書、使用承諾書等を添付してください。 ・ 運搬船舶にあっては、裸傭船契約書等を添付してください。 ・ 独占継続して使用できることが明記されているものに限ります。

i		
16 収集 運搬	運搬車両・運搬船舶等の写真	 ・ 運搬車両・運搬船舶の写真については、新規に追加する運搬車両・運搬船がある 場合のみ添付してください。 ・ 真正面の写真は、ナンバーが確認できるよう撮影したものを添付してください。 ナンバーの確認が困難な場合は、ナンバーが明瞭に見える写真を別途添付してください。 ・ 真横(全姿)の写真は所定の事項(「産業廃棄物収集運搬業」、「会社名(事業者名)」、「許可番号」)が表示されていることが確認できるよう撮影したものをしてください。 所定事項の表示の確認が困難な場合は、表示部分を拡大した写真を別途添付してください。 所定事項の表示の確認が困難な場合は、表示部分を拡大した写真を別途添付してください。 ・ 泥状、液状の廃棄物、悪臭の恐れのある廃棄物を収集運搬する場合は、収集運搬に適した車両(荷台の開口部にパッキンが付いた水密仕様ダンプ車など。タンク車のように車検証から特殊な構造を有する車両であることが判断できる場合や、17番の運搬容器等を使用して運搬する場合を除く)であることが分かる写真を添付してください。 ・ トラクタ、セミトレーラー等については、各1台の写真を提出してください(ナンバープレートが確認できる形で撮影すること)。 ・ 不正改造車両(さし枠など)は使用しないでください。 ・ 船舶への所定の表示事項(産業廃棄物収集運搬船、会社名(事業者名)、固有番号(許可番号の下6桁)が表示された状態で撮影。 ・ 表示は船橋(せんきょう)に鮮明に表示(船橋のない船舶にあっては両げん) ・ 読み取れない場合は、表示部分を拡大した写真も添付。
[17] 収集 運搬	運搬容器等の写真	 既存の事業の用に供している場合であっても、運搬容器の写真は添付してください。 泥状、液状の廃棄物、悪臭の恐れのある廃棄物を収集運搬する場合は、収集運搬に適した容器等(蓋付きドラム缶等、密閉できる構造であること)であることが分かる写真を添付してください。 運搬容器は実物を撮影してください。(カタログの写真は認められません)・同じ容器が複数ある場合はそのうちの1つを撮影してください。 蓋付き容器の写真については、蓋を容器から外すかまたはずらして中が見えるようにし、一枚の写真に写るよう撮影してください。 汚泥(石綿含有産業廃棄物を含む)については、飛散及び流出の防止のため、排出時に措置した耐水性のプラスチック袋等による二重こん包の状態のまま運搬する必要があります。そのため、収集運搬過程において、プラスチック袋等が破損した場合に備えるため、申請者においてもプラスチック袋等を用意し、その写真を提出してください。
18 収集 運搬	主たる事務所の付近の見取図	 変更許可を申請する産業廃棄物の収集運搬に使用する事務所を新規に追加する場合のみ添付してください。 ※ 既存の収集運搬事業の用に供する運搬施設の変更については、変更届出の提出により対応願います。 ・ 本社(事務所)の見取図を記入してください。また、事務所付近で目印になるような施設等(駅、国道等)も記載してください。
19 収集 運搬	駐車場の付近の見取図	 変更許可を申請する産業廃棄物の収集運搬に使用する駐車場を新規に追加する場合のみ添付してください。 ※ 既存の収集運搬事業の用に供する運搬施設の変更については、変更届出の提出により対応願います。 ・ 駐車場付近の見取図、駐車場内の配置図を記入してください。また、車庫付近で目印になるような施設等(駅、国道等)も記載してください。 ・ 駐車場の配置図を記入する際には、下記の点を記入してください。 ① 建屋などがあれば記載する。 ② 駐車場が複数ある場合はそれぞれ配置図を貼付する。 ③ 駐車スペースを四角等で分かるように記入(車両台数分)。

20 収集 運搬	駐車場の土地登記簿謄本	 変更許可を申請する産業廃棄物の収集運搬に使用する駐車場を新規に追加する場合のみ添付してください。 ※ 既存の収集運搬事業の用に供する運搬施設の変更については、変更届出の提出により対応願います。 ・ 駐車場の用地について所有権を有している場合添付してください。 ・ 法人の場合であって、土地所有者が役員等の個人である場合には、21番の提出が必要となります。 ・ 発行の日から3ヶ月以内の原本を添付してください。
21 収集 運搬	駐車場の土地賃貸借契 約書又は使用承諾書の 写し	 変更許可を申請する産業廃棄物の収集運搬に使用する車庫を駐車場に追加する場合のみ添付してください。 ※ 既存の収集運搬事業の用に供する運搬施設の変更については、変更届出の提出により対応願います。 ・ 駐車場の用地について所有権を有しない場合添付してください。 ・ 申請日において有効であることが確認できるものに限ります。 例) 契約書に当事者間で異議がない場合は自動的に更新する旨記載されている、覚書で現在も継続して有効である旨当事者間で同意している等
22	事業計画概要書 1. 事業の全体計画	・ 許可申請する理由、事業の概要等を記入してください。・ 処理施設の許可の取得状況や既存の許可の内容と整合性が取れるように記入してください。
23	事業計画概要書 2. 処分する産業廃棄 物の種類及び処分量	 変更許可申請する産業廃棄物について、種類・処分方法ごとに記入してください。 既に許可を取得している産業廃棄物については、記入する必要はありません。 処分量については、処理施設の能力と整合性を取ってください。 排出事業者は、申請者以外の事業者を具体的に記入してください(排出事業者が申請者と一致する場合、自社処理に該当するため許可が不要となり、申請書に記載する内容として適さないものとなりますのでご注意ください。)。 取り扱う産業廃棄物に「紙くず」「木くず」「繊維くず」「動植物性残渣」「動物系固形不要物」「動物のふん尿」「動物の死体」がある場合には、特定の事業活動に伴って排出される場合のみ産業廃棄物となりますので、排出事業者の名称及び所在地は当該業種に該当する事業者を記入してください。 ※ 詳細は「産業廃棄物処理業の許可申請について」4ページを参照願います。 中間処分の場合は、処分後の廃棄物(有価物を含む)の予定処分先又は売却先を記入してください。なお、33番の内容と整合性が取れるように記入してください。
24	事業計画概要書 3. 施設の概要	 変更許可申請する事業の用に供する施設について、処理施設設置許可証、処理施設設置許可申請書の内容を参考に記入願います。なお、設置年月日については、使用前検査完了の日を記入願います。 処理施設が複数ある場合には、施設ごとに分けて記入願います。
25 <i>処分</i>	事業計画概要書 4. 処分業務の具体的 な計画	・ 産業廃棄物の処理施設ごとの処分方法、処分業務を行う時間、従業員の内訳について記載してください。
26	事業計画概要書 5. 環境保全措置の概 要	・ 産業廃棄物の処分事業に際して環境保全のために講ずる措置を記載してください。処理施設設置許可申請書の内容を参考に記入願います。
27 <i>如分</i>	施設の付近の見取図	変更許可を申請する産業廃棄物の処分の用に供する施設を新たに追加する場合の み添付してください。施設の見取図を記載してください。また、施設付近で目印になるような施設(駅、 国道等)も記載してください。

28	施設の場内配置図(平 面図)	変更許可を申請する産業廃棄物の処分の用に供する施設を新たに追加する場合の み添付してください。施設の配置図を添付してください。
29 <i>処分</i>	各種図面	 変更許可を申請する産業廃棄物の処分の用に供する施設を新たに追加する場合の み添付してください。 事業の用に供する施設(保管の場所を含む。)の構造を明らかにする平面図、立 面図、断面図、構造図、設計計算書等を添付してください。
30 <i>如分</i>	施設設置許可関係書類の写し	産業廃棄物処理設置許可証の写し、指定処理施設設置届出書の写し、使用前検査結果通知書の写し、軽微変更届出の写し等を添付してください。既存の事業の用に供している場合であっても、施設設置許可関係書類の写しは添付してください。
31 <i>如分</i>	土地の登記事項証明書	 変更許可を申請する産業廃棄物の処分の用に供する施設を新たに追加する場合の み添付してください。 処理施設の用地について、各筆のものを添付願います。 発行の日から3ヶ月以内の原本を添付してください。
32 処分	土地の賃貸借契約書等の写し	 変更許可を申請する産業廃棄物の処分の用に供する施設を新たに追加する場合の み添付してください。 31 番において土地の所有権を有していない場合は添付してください。 申請日において有効であることが確認できるものに限ります。 例) 契約書に当事者間で異議がない場合は自動的に更新する旨記載されている、覚書で現在も継続して有効である旨当事者間で同意している等
33 <i>如分</i>	処分後の産業廃棄物の 処理方法	・ 中間処分後に発生する産業廃棄物(有価物を含む)の処分あるいは売却の方法について、産業廃棄物(有価物を含む)の種類ごとに記入してください。なお、23の内容と整合性が取れるように記入してください。
34 <i>処分</i>	海洋汚染等及び海洋災害の 防止に関する法律第13条 に規定する登録証の写し	・ 産業廃棄物の海洋投入処分を業として行う場合は添付してください。
35 <i>共通</i>	修了証の写し	(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが行う講習会の修了証に限ります。 ※ 講習会の日程・申込み方法等については、(一社)茨城県産業資源循環協会 (TEL:029-301-7100)にお問い合わせください。 申請日において有効期間内であるものに限ります。 修了証の有効期間については、下記※4をご確認ください。 個人の場合、取得者は申請者本人又は現存する令第6条の10に規定する使用人のものに限ります。 法人の場合、取得者は申請法人の現存する役員(監査役を除く)、又は政令で定める使用人のものに限ります。 やむを得ない理由によって申請日までに修了証を用意できない場合には、申立書と講習会の受講日が分かるweb画面のコピー等を添付してください。

0.0	事業の開始に要する	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載してください。
36 <i>共通</i>	資金の総額及びその	・ 新たに資金を必要としない場合は、その理由を記載してください。(例えば、既
/\Z	資金の調達方法	に事業を営み、処理施設を有している場合など)
37 <i>共通</i>	貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書・個別注記表 (法人の場合添付)	・確定申告に使用したもので直前3年の各事業年度のものを添付してください。併せて経理的基礎チェック裁を作成ください。 ・ 損益計算書に販売費及び一般管理費や原価報告書といった明細がある場合には、併せて添付してください。 ・ 経理的基礎チェック表を作成した結果、以下の条件のいずれかに該当する場合、申請者の経理的基礎を確認するため、損失の理由及び改善計画書及び五カ年の収支計画書を作成・提出してください。また、債務超過の原因や今後の見通し等について申請時に直接お尋ねすることがありますので、事前に状況を把握されたうえで申請にお越しください。 1 直前期で債務超過である(直前期の貸借対照表の純資産の合計がマイナスである)場合 又は、 2 次の①から③のすべてに当てはまる場合 ① 直前期で自己資本比率(直前期の貸借対照表の純資産の合計を負債・純資産の合計で除したもの)が10%以下である。 ② 直前期で当期純損失を計上している。 ③ 過去三カ年の損益平均値の和がマイナスである。 詳細については下記※4を参照願います。 ※ 直前決算期の債務超過額が多額(1億円以上の場合等)であり、かつ直前3年
		間の損益平均値が赤字である場合等には、中小企業診断士等の専門家による診断 書等を添付していただくこととなります。
38 <i>共通</i>	法人税の納税証明書 (<u>法人の場合添付</u>)	 発行の日から3ヶ月以内の原本に限ります。 税務署発行の直近3年の各事業年度のものを添付してください。 納税証明書の種類は「その1 法人税」です。 未納税額がないものに限ります。 税務署において手続中のため、未納税額が表示されてしまう場合には、申請時にその旨の申立書(任意様式)を添付し、未納税額の表示のないものを後日提出してください。 納税証明書は電子納税証明書でも添付可能です。 設立直後の法人であり、納税証明書の提出ができない場合には、税務署に提出している法人の設立届出(税務署の受付印が押してあるものに限る。県税事務所に提出しているものではないのでご注意ください)の写し(電子届出の場合には、電子届出の受付画面をプリントアウトしたもの)を提出してください。
39 <i>共通</i>	資産に関する調書 (<u>個人の場合添付</u>)	・ 申請日から3ヵ月以内の資産(現金預金等)及び負債(借入金等)について記入してください。記入にあたっては、残高証明書や固定資産評価証明書を参考にしてください。 ・ 負債の額が資産の額を上回る場合には、直前3年間の確定申告書の写しを提出してください。なお、直前3年間の所得金額の平均が赤字である場合は、五カ年の収支計画書が必要となります。詳細は下記※5を参照願います。
<u>40</u> <i>共通</i>	申告所得税の納税証明 書 (<u>個人の場合添付</u>)	 発行の日から3ヶ月以内の原本に限ります。 税務署発行の直近3年分を添付してください。 納税証明書の種類は「その1 申告所得税及び復興特別所得税」です。 未納税額がないものに限ります。 税務署において手続中のため、未納税額が表示されてしまう場合には、申請時にその旨の申立書(任意様式)を添付し、未納税額の表示のないものを後日提出してください。 納税証明書は電子納税証明書でも添付可能です。 開業直後の事業者であり、納税証明書の提出ができない場合には、税務署に提出している個人事業の開業届出(税務署の受付印が押してあるものに限る。県税事務所に提出しているものではないのでご注意ください)の写し(電子届出の場合には、

		電子届出の受付画面をプリントアウトしたもの)を提出してください。 証明書内の申告額、納付額及び未納額欄に「無」と表記されている年度がある(当該年度について確定申告をしていない)場合は、その年度分については併せて市町村役場発行の市町村民税の納税証明書又は非課税証明書の添付が必要となります。
41 <i>共通</i>	誓約書	・誓約書に押印は不要です。
42 共通	現行許可証の写し又は現行許可証の原本	 受付時にお預かりいたします。 現行許可証の写しを添付した場合、本県で新許可証を発行後、申請者に対して現行許可証の原本を提出するよう連絡しますので、申請者は本県に対して返信用封筒(要切手貼付)を同封のうえ、現行許可証の原本を郵送してください。現行許可証の原本を受領後、新許可証を申請者に郵送します。 現行許可証の原本を添付した場合、その時点で現行許可証を受領させていただき、書面審査完了後、新許可証を申請者に郵送します。 電子許可証を所有している事業者の方は、それを印刷したものを添付してください。 電子許可証を所有している事業者の方は、許可後に電子許可証の原本確認を行います。許可後に本県から連絡しますので、下記ページにアクセスし、電子許可証のデータを提出してください。 電子許可証の提出URL: 【(特別管理) 産業廃棄物処理業の電子許可証届出フォーム】電子許可証の提出案内: 電子許可証の提出方法について. pdf
43 <i>共通</i>	許可証等の意向確認書	・ 許可証等の受取希望媒体の意向確認書(収運、処分共通)を記入の上、添付して ください。
44	副本返信用封筒又は レターパック	・ 副本を返却するため、宛て先記載の上、切手を貼付した封筒又はレターパックを 添付してください。
45	許可証返信用 レターパック	・ 43番にて紙の許可証を希望した場合には、本県から許可証を送付するための返信用レターパック(赤・青を問いません)を添付してください。

- ※1 書類受付の際、申請手数料(収集運搬業は71,000円(電子交付の場合は70,850円)、処分業は92,000円(電子交付の場合は91,850円))が必要となりますので該当する金額分の茨城県収入証紙または証紙購入分の現金をご持参願います。(郵送申請の場合に限り、電子納付による支払いができますので、電子納付を希望する場合には、送り状等にその旨とメールアドレスを記載してください。確認後、本県から納付依頼のメールを送信します。)。
- ※2 個人が申請する場合、「法人の場合添付」と記載された書類を添付する必要はなく、同様に、法人が申請する場合、「個人の場合添付」と記載された書類を添付する必要はありません。
- ※3 事業計画概要書には、事業範囲の変更許可を申請する品目等についてのみ記載してください。

なお、既存の施設(許可申請あるいは変更届出時に審査済みであるもの)を変更に係る事業の用に供する場合には、当該施設に係る書類の提出を省略できますが、<u>運搬容器の写真についてのみ既存のものを使用する場合でも添付が必要となります。</u>

- 例)廃プラスチック類を追加するにあたり、従来から使用している運搬施設で収集運搬が可能な場合
 - ⇒ 自動車検査証記録事項や車両の写真、事務所の見取図等の書類の提出を省略できますが、以前から 所有していたフレコンバックを使用して新たに追加する廃プラスチック類を運搬する場合には、フレ コンバックの写真を添付する必要があります。
- 例) 汚泥を追加するにあたり、運搬車両に清掃車を新規に追加し、併せて既に運搬容器として使用している オープンドラム缶を用いる場合 ⇒ 清掃車の自動車検査証記録事項及び写真、ドラム缶の写真の提出が 必要です。

※4 許可申請の種類と、添付書類として認められる講習会の修了証との関係は、次のとおりです。

〇 収集運搬業

産業廃棄物処理業の許可申請に関

* 有効期間 5年

特別管理産業廃棄物処理業の許可 する講習会(新規)の収集・運搬 申請に関する講習会(新規)の収 集・運搬課程

* 有効期間 5年

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄 物処理業の許可申請に関する講習 会(更新)の収集・運搬課程

* 有効期間 2年

○ 処分業

産業廃棄物処理業の許可申請に関 する講習会 (新規) の処分課程

* 有効期間 5年

特別管理産業廃棄物処理業の許可 申請に関する講習会(新規)の処 分課程

* 有効期間 5年

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄 物処理業の許可申請に関する講習 会 (更新) の処分課程

* 有効期間 2年

※5 経理的基礎を確認するため書類の提出等を求める条件と書類の内容については以下のとおりです。

条件 書類 (例)

- 直前の決算期で債務超過の場合 【法人の場合】
- 資産に関する調書の負債の額が資産 の額を上回る場合 【個人の場合】

又は

- 以下の条件全てに該当する場合
 - ① 直前の決算期で自己資本比率が 10%以下
 - ② 過去3年間の損益平均値が赤字
 - ③ 直前の決算期で当期純損失が発生 している場合

- ・ 損失の理由及び改善計画書(様式は任意としますが、 標準的なものについては別途「損失の理由及び改善計 画書・収支計画書」(エクセル形式)を参照ください) ※ 過去3年間において損失が発生した理由、損失か ら利益に転換するための改善計画の詳細等を記入し てください。
- 五カ年の収支計画書(様式については同上)
- 直前3年間の確定申告書の写し【個人の場合】
- ※ 直前3年間の所得金額の平均が赤字である場合 は、五カ年の収支計画書を提出してください。
- ※ 直前決算期の債務超過額が多額(1億円以上の場 合等)の場合である、かつ直前3年間の損益平均値 が赤字である場合等には、中小企業診断士等の専門 家による診断書等を添付していただくこととなり ます。

債務超過:負債の総額が資産の総額を超える状態

貸借対照表の純資産の合計がマイナスの場合

自己資本比率:貸借対照表の「純資産の合計」を「負債及び純資産の合計」で除し得た数値

損益平均値: 当期純利益及び当期純損失の平均

- 注) 債務超過が多額(1億円以上の場合等)であり、かつ、直前三年間の損益平均値が赤字である場合など、 五カ年の収支計画書では経理的基礎を有していることの確認が難しい場合には、更なる追加書類を提出して いただく場合があります。ご不明な点がある場合には、廃棄物規制課宛、事前にお問い合わせください。
- ※6 補正の指示を受けた書類については整い次第速やかに提出するようお願いいたします。
- ※7 審査のうえ要件を満たした場合は許可になります。本県の標準的な処理期間は90日間です。なお、この期 間は適正な申請を前提にしており、形式上の不備の是正等の補正に要する期間、申請者に必要な資料の提出等

を求めてから、申請者がその求めに応答するまでの期間は含みませんので、上記期間経過後の許可になる場合もあります。

- ※8 申請件数が複数ある場合(更新許可と変更許可の同時申請等)、登記事項証明書、住民票、登記されていないことの証明書、納税証明書の原本添付が必要となるのはいずれか一つの申請書のみです。それ以外の申請書は写しの添付に代えることができます。
- ※9 手数料を電子納付する場合、電子納付が完了した日が受付日となりますのでご留意ください。
- ※10 上記に記載がないものであっても、担当職員が審査に必要であると判断した場合などには、別途資料等の提出を求めることがあります。

その他申請時、持参された書類の内容等について担当者から質問をすることがありますので、申請には書類の作成者又は当該業務の担当者がお越しいただくようお願いいたします。それ以外の代理の方が申請される場合は、担当者に確認・連絡が取れる環境を整えた状態のうえでお越しお願いします。